

一般財団法人観光まちづくり佐伯評議員及び理事、監事の報酬
並びに費用弁償に関する基準

(目的)

第1条 定款第14条及び第31条に基づく一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の評議員及び理事、監事（以下「評議員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関する基準を次のとおり定める。

(報酬の支給)

第2条 法人は、評議員等に職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 評議員等に支給する報酬は、別表1の金額の範囲内とする。

3 理事のうち、定款第47条第2項の職員（以下「職員」という。）としての立場を有する者（以下「職員兼任理事」という。）に対しては、報酬を支給しない。

4 評議員等は、報酬の受給を辞退することができる。

(費用弁償の支給)

第3条 法人は、評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、職務終了後精算する。

2 評議員等（ただし、常勤の理事長並びに副理事長及び専任の専務理事並びに常務理事又は職員兼任理事（以下「常勤の理事長等」という。）を除く。）が会議等の招集に応じたときは、1日につき費用弁償として別表第2に定める額を支給する。ただし、佐伯市外に居住地又は勤務地がある者について、当該会議等に出席するために要する通常の交通費が同表に定める額を超える場合は、同表の規定にかかわらず、距離、時間等の実情に照らし最も合理的かつ経済的と認められる交通の実費相当額（車賃にあつては、高速自動車国道等の有料道路に係る料金に相当する額を合算する。）を支給することができる。

3 評議員等が法人業務のため出張する場合は、別の規程により算出した旅費等を支給する。

4 旅費は、実費を支給する。

5 業務遂行に必要な経費については、原則として実費を支給するものとする。

(業務証跡)

第4条 評議員等は、法人業務の証跡資料として、業務報告書を作成する。

(報酬等の支給)

第5条 評議員等（ただし、常勤の理事長等を除く。）の報酬及び費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(支給方法)

第6条 報酬及び費用弁償は、指定する評議員等名義の金融機関口座へ振込む方法を基本とする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(改正)

第7条 この基準の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、法人設立の日から施行する。
- 2 法人設立から当分の間は、第2条の報酬を支給しないものとする。

別表1

評議員	会長	年額14,000円
	評議員	年額13,000円
理事	常勤の理事長	評議員会が別に定める額
	非常勤の理事長	月額23,000円
	常勤の副理事長	評議委員会が別に定める額
	非常勤の副理事長	月額20,000円
	理事	年額13,000円
	専任の専務理事	評議員会が別に定める額
	専任の常務理事	評議員会が別に定める額
監事		年額13,000円

別表2

10キロメートル未満	600円
10キロメートル以上15キロメートル未満	900円
15キロメートル以上20キロメートル未満	1,200円
20キロメートル以上25キロメートル未満	1,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	1,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	2,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	2,400円
40キロメートル以上45キロメートル未満	2,700円
45キロメートル以上50キロメートル未満	3,000円
50キロメートル以上	3,300円